

## 別紙報告内容

### 第2 質問事項

#### 1. 第三者委員会の人選について

第三者委員会は、公正、中立に、事実関係の調査とその分析及び評価を行い、原因究明と再発防止策について、意見を述べる事が求められるところ、貴法人は、理事会において第三者委員会の設置は議決したものの、人選はコンプライアンス委員会に一任した。

しかし、コンプライアンス委員会については、審議会の勧告において、「コンプライアンス委員会の委員長には、当該法人の理事兼顧問であり、かつ、移行認定申請当時から令和元年6月まで当該法人の会長(代表理事)を務めていた者が就任していることから、公正中立なる外部の第三者による十分な調査が行われたとは認めがたい」と指摘したところである。(審議会の勧告の勧告書6ページ)

にもかかわらず、そのように指摘されているコンプライアンス委員会(委員長は、知事の勧告及び審議会の勧告当時と同じ者が引き続いて就任している。)に第三者委員会の人選を一任したことについて、第三者委員会の公正性、中立性の観点から、その妥当性等についてどのように認識しているか、監事の意見を添えて、詳細に説明されたい。

なお、第三者委員会の人選をコンプライアンス委員会に一任した理事会の議事録及び第三者委員会の人選を行ったコンプライアンス委員会の議事録を併せて提出されたい。

#### 回答

コンプライアンス委員会に、第三者委員会の人選を一任したことについて、第三者委員会の公正性、中立性の観点から、その妥当性等については全く問題がないと考えます。

その理由は、以下の通りです。

- (1) 第三者委員会の人選は、コンプライアンス委員会の委員長が、独断で決定したわけではございません。コンプライアンス委員会の委員が議論し、慎重に決定しました。
- (2) 第三者委員会の委員は、コンプライアンス委員会の委員長が連れてきた方ではありませんし、コンプライアンス委員会の委員長と直接関係のある方でもありません。
- (3) 令和5年11月20日に提出した「要望書」に記載させていただいた通り、第三者委員会の人選については、コンプライアンス委員会でもどうしたらいいか判断がつかず、「公正」を担保するために行政の委員を担当しておられる方がいいのではないかと考えました。ネットで検索を行ったところ、樞原市の委員をしておられる北岡弁護士を知り、■先生に相談したところ、「北岡弁護士は弁護士会で重要な役割を担っておられ、その見識について異を唱える会員はいないのではないかと」ということで、まず北岡弁護士に依頼し、他の委員の先生にも協力いただくことになりました。人選が「公正」であることは、最重要項目の一つでした。
- (4) 第三者委員会の設置について、日本弁護士会連合会が作成した、「企業等不祥事における

第三者委員会ガイドライン(2010年12月17日)があり、このガイドラインの「第2. 第三者委員会の独立性、中立性についての指針」があります。そこには、「5. 利害関係 企業等と利害関係を有する者は、委員に就任することができない。」と記載されています。

こちらも参考にして、当法人と利害関係を有しない方に、第三者委員を依頼しております。

(5) 令和5年8月22日の理事会において、措置状況報告の内容について諮り、第三者委員会の構成等についても説明しましたが、特に問題があると発言する理事はいませんでした。

(6) そもそも、平成31年3月20日の正副会長会議で、K前々会長があらかじめ事務局に兼職者名簿を作成させた上でこれをもとに説明し、役員3分の1規定に違反した状態を是正する必要がある旨を伝えたところ、M前副会長が「県に問い合わせる」などと立腹して異論を唱え、うやむやになってしまいました。

その直後の令和元年6月に、会長がS氏に交代しましたが、■事務局長がS前会長に、3分の1規定違反の是正を進言しても、是正することはありませんでした。

令和4年8月に県の立ち入り調査が実施された後も、S前会長は、3分の1規定違反の是正を行いませんでした。それに危機感を抱いたK顧問らが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」といいます。)に定める理事会招集手続を取ることで臨時理事会を開催し、3分の1規定違反の是正につながりました。K顧問は、当法人のコンプライアンスを正常化しようとした功績があります。

S前会長は、法律違反の是正のための行動を何一つ行わなかったところか、一般法人法に定める臨時理事会の招集の請求を無視し、やむを得ずK顧問が招集した理事会も欠席しました。さらに言えば、S前会長及びM前副会長は、令和4年11月の、榎原商工会議所の役員改選時に、当法人の役員で榎原商工会議所の役員ではなかった人物を役員に加え、3分の1規定をさらに悪化させるようなことをされております。

K顧問が令和4年12月に臨時理事会を招集し、3分の1規定違反の是正に動いたため、ほかの理事も事の重大性に気が付き、違反の是正につながりました。K顧問は、当法人を救った人物であり、ほかの理事もK顧問の公平さ、行動力を尊敬するものが多数おります。

K顧問も当時の会長として、責任がないとは言えませんが、それは、県が長期にわたり、3分の1規定違反の事実を認識しながら、調査で指摘することなく、「概ね良好」という評価がなされていたことによるものであり、その程度のものであるという、間違ったサジェスションがあったためです。

そもそも、K顧問が第三者委員会の委員を決めたわけではないので関係ないですが、K顧問がコンプライアンス委員会の委員長であることは、何の問題もないと考えます。

(7) 当初、コンプライアンス委員会は、令和5年1月19日開催の理事会において、是正対策特別委員会と公益認定法検討委員会とが合体する形で設置されました。第1回コンプライアンス委員会は、同年2月9日に開催され、S前会長、M前副会長も出席する中で、両名の反対もなく、K顧問が委員長に選任されています。K顧問が委員長に選任されたことについて、手続き的にも全く問題はございません。

(8) 監事の T 氏の意見は別紙に記載されたとおりです。

監事の N 氏は、病氣療養中につき、今回意見をいただくことはできませんでした。

## 2. 知事の勧告に係る措置状況報告書の協議、作成の過程について

知事の勧告に係る措置状況報告の議案が提出された令和 5 年 8 月 22 日の理事会議事録によると、措置状況報告は、コンプライアンス委員会において協議を進め、■弁護士との協力の下で作成した旨、記載されている。

しかし、上述のように、コンプライアンス委員会については、審議会の勧告において、「コンプライアンス委員会の委員長には、当該法人の理事兼顧問であり、かつ移行認定申請当時から令和元年 6 月まで当該法人の会長(代表理事)を務めていた者が就任していることから、公正中立なる外部の第三者による十分な調査が行われたとは認めがたい」と指摘したところである。

(審議会の勧告の勧告書 6 ページ)

また、■弁護士については、令和 5 年 7 月 25 日付けの同弁護士から S 前会長及び M 前副会長への「お尋ね」において、第三者委員会による調査前にもかかわらず、両氏については、『責任を有する者』に該当することは否定できない事実である」とする一方、K 理事については、理事として在任していることに関して「県に対する関係で責任の取り方が不十分であるとは言いきれないのではないかと考えます」としている。

以上のことを踏まえると、コンプライアンス委員会(委員長は、知事勧告及び審議会の勧告当時と同じ者が引き続いて就任している。)において、協議を進め、■弁護士との協力の下で作成された措置状況報告書は、適正、妥当な協議、検討の過程を経たものとは言いきれないと考えるが、この点に関する妥当性等についてどのように認識しているか、下記の点にも留意した上で、監事の意見を添えて、詳細に説明されたい。なお、措置状況報告書の協議に係るコンプライアンス委員会の議事録を併せて提出されたい。

## 回答

コンプライアンス委員会において協議を進め、■弁護士との協力の下で作成された措置状況報告書は、適正、妥当な協議、検討の過程を経たものであり、その妥当性等についても全く問題がないと考えます。

その理由は、以下の通りです。

- (1) 措置状況報告書は、コンプライアンス委員会の委員長一人が作成したわけではなく、コンプライアンス委員会の委員全員が関与したものであり、内容もコンプライアンス委員会の委員長の個人的意見ではありません。理事会決議もいただき、監事にも確認いただいております。適正、妥当な協議、検討の過程を経たものであり、全く問題ないと考えます。
- (2) ■弁護士が、令和 5 年 7 月 25 日付けの同弁護士から S 前会長及び M 前副会長への「お尋ね」において、第三者委員会による調査前に、両氏について『責任を有する者』に該当する

ことは否定できない事実である」と記載したことは、措置状況報告書の協議、検討の妥当性等について影響を与えるものではありません。■弁護士には、措置状況報告書の文書作成及び当法人のガバナンス構築において、法的なアドバイスをいただきましたが、そのアドバイスを元に、文書の原案を作成したのはコンプライアンス委員会であり、その原案を理事会に諮って、理事会の承認も得たものであります。監事にも確認いただいております。

(3) ■弁護士の令和5年7月25日付けの同弁護士からS前会長及びM前副会長への「お尋ね」の文書は、橿原経済倶楽部内に存在する文書や、S前会長、M前副会長の法人内部での発言・行動及び当法人の資料を調査すれば、誰もが同じ結論になるべきものであり、そのことを、法律のプロである■弁護士が文書にして両名にお尋ねしたものであります。

(4) そもそも、措置状況報告書は、当法人のコンプライアンス委員会、理事会及び監事が正しいと判断したことを報告するものであり、■弁護士の意見のみで決めたものではありません。つまり、■弁護士に協力を求めるか求めないかで、報告書の本質が変わるものではありません。

(5) 監事のT氏の意見は別紙に記載されたとおりです。

監事のN氏は、病气療養中につき、今回意見をいただくことはできませんでした。

ア 措置状況報告の協議の基となった第三者委員会の調査報告書について、後述のとおり、調査が不十分と思われる点があること。

#### 回答

後述します。

イ 知事の勧告において、「責任を有するとされた者に対して、その責任の所在に応じた適切な措置を講ずること」に関して「理事会においても、十分な検討を行う」よう求めていたが、知事の勧告に係る措置状況報告の議案が審議された令和5年8月22日の理事会では、議事録を見ると、理事による十分な議論、検討が行われたとは言い難い状況であること。

#### 回答

「理事による十分な議論、検討」の意味が理解できかねますが、コンプライアンス委員会の委員である理事は、平素から事業を通じて、他の理事や会員とコミュニケーションを取っており、その中で今回の勧告の内容や3分の1規定違反についても適宜意見交換しております。

とくに、今回の奈良県からの勧告については、理事・監事とも深い関心を持っております。

理事会の間では議事録に記載の意見しか出ておりませんが、事実関係について普段から意見交換しております。理事会においては、措置状況報告書(案)を一字一句読み上げ、内容説明も行っており、議論が足りないとは考えません。

ウ 令和5年10月10日付けでS前会長及びM前副会長から奈良県知事あてにそれぞれ提出さ

れた意見書では、第三者委員会が作成した調査報告書については多くの誤りがあり、到底、公平、公正な第三者委員会により作成された調査報告書とは言えない旨の意見が述べられていること。

#### 回答

S 前会長、M 前副会長の意見書は事実に基づいておりません。

それに対して、第三者委員会が作成した調査報告書の内容は、理事及び監事も認める事実であり、賛同する意見です。

S 前会長、M 前副会長は、両名ともその意見書の中で、令和 4 年 6 月ころに初めて役員の 3 分の 1 規定に違反する可能性があることを知ったものであり、それ以前に K 氏から 3 分の 1 規定違反の事実について説明を受けたことも、是正措置を進言されたこともないとしています。

しかし、このような供述は、正副会長会議の協議結果との整合性がありません。また、平成 31 年 3 月時点で役員の兼職状況が記載された兼職者名簿が作成されていたという客観的事実に照らしても、これをもとに K 会長(当時)から正副会長会議において説明がなされ、対応が協議されたものと合理的に推認できるものであり、これと相反する S 前会長、M 前副会長両氏の意見書は信用できるものではありません。

S 前会長の意見書には、3 分の 1 規定の意味とこれに違反している可能性を認識したのは令和 4 年 6 月頃と記載されています。しかし、それまで全く知らなかったと言いつつ、いかなる経緯で認識するに至ったのかの説明はありません。M 前副会長の意見書においても、「第三者から聞いて初めて認識した」との記載はありますが、具体的な経緯の記載がなく、その信憑性はありません。

しかも、橿原経済倶楽部の会長と、橿原商工会議所の会頭が、そろって 3 分の 1 規定の意味とその違反の可能性を認識したのであれば、それぞれの役員名簿を突き合わせて兼職状況を確認すれば、3 分の 1 規定違反の事実を確認することができます。わざわざ、県に対して連名の文書を提出し、調査を求めないと違反の事実が判明しない、というものではありません。ましてや、初めてそのような認識を持ったのであれば、まずは正副会長会議や理事会に報告し、対応を検討したうえで、監督官庁である奈良県に対して報告し指導を仰ぐのが当然の流れです。なのに、S 前会長、M 前副会長両氏は、経済倶楽部の理事監事に報告することも相談することもなく、奈良県に対し「適切な指導」を求めました。上記意見書にも、その行動についての合理的理由の説明はありませんし、それが問題であることを全く認識していないこと自体、重大な問題と考えます。

#### 3. 第三者委員会の再設置及び再調査等並びに知事の勧告に基づく措置の再検討について

1 及び 2 の検討の結果、妥当性等に問題があるとの認識になった場合、以下の取組を行う必要性があると考えますが、その必要性についてどのように認識しているか、監事の意見を添えて、詳細に説明されたい。なお、第三者委員会を再設置し、措置の再検討を行うこととした場合、そのスケジュールについても併せて報告されたい。

ア 第三者委員会を再設置し、知事の勧告で求められている事実関係の調査、原因究明等を行う

こと。

イ 第三者委員会の人選は、理事会において、奈良弁護士会に対して弁護士の推薦を求めるなど公正、中立な人選を行うことができる方法を決定し、人選を行うこと。

ウ 理事会において、第三者委員会の意見に基づいて知事の勧告に基づく措置の検討を再度行うこと。

エ 理事会において上記ウの再検討を行うに当たっては、正当な理由により出席できない理事以外の全理事出席の下、第三者委員会の委員から直接結果の報告を受けるとともに、監事に意見を求め、十分な検討、議論を行うこと。なお、審議に当たっては、第三者委員会において責任が問題とされた理事及び職員について退席を求めるなど、審議の公正を確保するための措置を講じること。

#### 回答

妥当性等に問題があるとは考えておりません。したがって、再検討はいたしません。

なお、今回の報告に際し、第三者委員会の意見書をいただきましたので、添付させていただきます。

監事の T 氏の意見は別紙に記載されたとおりです。

監事の N 氏は、病気療養中につき、今回意見をいただくことはできませんでした。

### 第 3 留意事項

<勧告事項(1)について>

#### 【第三者委員会による再調査に関すること】

① 第三者委員会からの調査報告書には、S 前会長から第三者委員会あてに提出された「公益法人としてのガバナンスについての意見書」と「樫原市長退席動議についての意見書」の内容について触れられていない。

(注)上記意見書については、令和 5 年 8 月 18 日付けで S 前会長及び M 前副会長による連名で県法務文書課あてに提出されている。

#### 回答

第三者委員会の目的と調査範囲は、知事の勧告書が指摘する、①当法人の役員が多くが樫原商工会議所の役員を兼職し、役員 3 分の 1 規定に違反した状態が長期間にわたり継続していたこと、②役員 3 分の 1 規定に違反している事実を認識した後も立入検査の際に不正確な内容の兼職届を提示していたこと、③役員 3 分の 1 規定に違反している事実を認識した後も役員 3 分の 1 規定に適合しているものとして役員の変更の届出をしていたことについて、事実関係を調査し、その原因を究明するとともに、再発防止策を含めた今後の対応を提言することになりました。

そうすると、「樫原市長退席動議についての意見書」は、第三者委員会の調査範囲から明らかに

外れるものであり、そもそも調査報告書において言及すべき事項ではございません。

また、「公益法人としてのガバナンスについての意見書」は、第三者委員会の調査範囲に関連するものですが、その内容は、「K氏が、院政を敷くことで、会長時代と同様の影響力を今まで保持してこられました。」とか「K・■両氏が我々二人に全責任を押し付けてこの問題の幕引きを図っている」などとするもので、全く事実とは異なるものです。

S前会長は、何ら正副会長会議や理事会に諮ることなく、樫原商工会議所と連名で奈良県に対し調査を求める文書を提出しておられます。このような行動は、組織のトップとしてきわめて異例であり、かつガバナンス上も重大な問題を含むものです。第三者委員会は、S前会長へのヒアリングにおいて、重ねてその理由の説明を求めましたが、明瞭な理由の説明はされませんでした。S前会長の上記ガバナンスについての意見書の内容は、この点に照らしても、採用するに値しないものがあります。

② 第三者委員会からの調査報告書には、平成31年3月20日の正副会長会議においてM前副会長が役員3分の1規定違反を直ちに是正することに異論を述べた旨が記載されているが、このことは、当該正副会長会議の議事録やM前副会長から第三者委員会あてに提出された意見書における「役員3分の1規定というのは樫原商工会議所の会頭と樫原経済倶楽部の会長を兼務することができないぐらいの認識しかなく、誤解していた」という内容と食い違っている。

## 回答

M前副会長から提出された意見書には、令和4年8月に県が立入検査に入るまでは、「3分の1規定というのは会議所の会頭と経済倶楽部の会長を兼務することができないぐらいの認識しかなく、誤解していた。」との記載があります。

しかし、平成29年3月21日の正副会長会議の協議結果には、「公益法人定期立入検査の報告」として、「会長より、立入検査の報告。事務局から指摘事項の説明。」とあり、「3分の1規定について、直ぐに対応できない為、徐々に考慮していくこととする。指摘された場合、その時に考えることで全員一致。」との記載があります。これは、立入検査に際し始めて3分の1規定違反の可能性の発言の後に開催された正副会長会議でのやりとりであり、当然その際にK会長(当時)からその報告がなされたものであります。

また、平成31年3月20日の正副会長会議の協議結果には、新会長の人選に関して、K会長(当時)から、「樫原商工会議所会頭との兼職自体は問題ないが県との話の中で3分の1規定等もあり困難な為、S副会長に依頼したい。」と説明されました。M副会長(当時)は、「3分の1規定についてどの機関から言われているのか」と質問し、K会長(当時)が県の総務と回答し、M副会長(当時)は「一度県に問い合わせしてみる」と発言しています。

M前副会長の意見書の内容は、正副会長会議の議事録に記載されている内容と、明らかに矛盾しています。少なくとも、3分の1規程違反が、樫原商工会議所会頭との兼務問題でないことは、

協議結果のやり取りに照らせば、M 前副会長も当然に理解されていたはずです。

さらに、平成 31 年 3 月の正副会長会議に先立って、K 会長(当時)の指示により、■事務局長が、奈良県総務部法務文書課(■主事)に問い合わせを行った上で、「公益社団法人樫原経済倶楽部役員(29 年 7 月～31 年 6 月)」を作成し、平成 31 年 3 月現在の兼職者を明示した名簿を作成しています。K 会長(当時)は、正副会長会議において、この兼職者名簿をもとに説明し、3 分の 1 規定に違反した状態であるので、次の役員改選の際には是正する必要があると述べられました。そのような記録も残っているのに、3 分の 1 規定を知らなかった、と M 前副会長が説明しているのは、明らかに矛盾するものであり、M 前副会長から第三者委員会あてに提出された意見書の内容は真実ではないと考えます。

③ 勧告書では、役員 3 分の 1 規定に違反している事実を認識した後も、立入検査の際に不正確な内容の兼職届を提示していたこと及び役員 3 分の 1 規定に適合しているものとして役員の変更の届出を提出していたことについても第三者委員会による再調査を求めているが、第三者委員会からの調査報告書では、それらに関する事実関係の調査及び原因分析が不十分であると考えます。

#### 回 答

第三者委員会の報告書を読めば、事実関係及び原因は理解できるはずですが。

平成 29 年 2 月 23 日の奈良県の立入検査の際に、■主幹から、役員 3 分の 1 規程違反の可能性を初めて指摘されましたが、立入検査後の講評では、総務部総務課の担当職員からその点についての言及はありませんでした。そのため、正副会長会議で対応を検討したものの、直ちに是正するのが困難であると判断し、県から指摘されたときに考えることで一致し、是正を先延ばしにしました。平成 29 年 3 月 28 日付の立入検査結果通知書にも、3 分の 1 規程違反の是正を求める記載はありませんでした。その結果、是正がなされないまま、令和元年の役員改選後に、公益認定の基準に適合する旨の確認書を添付して役員の変更届を提出することになりました。

また、令和 2 年 2 月 13 日の立入検査においては、前回と同一の職員が検査に関わったにもかかわらず、役員 3 分の 1 規程違反の指摘はなく、立入検査結果通知書においても「貴法人の運営組織及び事業活動は概ね良好と認められます。」と記載されていました。そのため、令和 3 年 7 月の役員改選にあたって、3 分の 1 規程違反の状態が続いていたにもかかわらず、前回と同様の役員変更届がなされました。

このことは、調査報告書の「問題点とその原因分析」に記載されているとおり、当時の役員において、3 分の 1 規定違反の重大性についての認識が乏しく、公益法人としての自覚や責任感が不十分で、コンプライアンス意識が薄弱であったことは否めません。しかしながら、同時に、奈良県及び公益認定等審議会が、平成 29 年の立入検査の際に、文書により明確に役員 3 分の 1 規定違反を指摘して是正を求めることがなく、また令和 2 年の立入検査にあたって、3 分の 1 規程に違反することを指摘しないばかりか、「概ね良好」と、いわばお墨付きをもらったことが、是正に対す



る重大なブレーキとなりました。

兼職届についても、平成 29 年 2 月の立入検査で指摘を受け、兼職を文書で確認する運用に改めたものの、兼職届の記載内容の真偽を確認する作業まではなされませんでした。この原因についても、調査報告書において、役員のコンプライアンス意識の問題と、監督官庁である奈良県及び公益認定等審議会の問題であることを指摘しておられます。

これらのことから、第三者委員会が必要な調査と原因分析を行ったと考えます。第三者委員会の調査が不十分であるとは考えません。

#### 【責任の所在に応じた適切な措置に関すること】

④ 平成 29 年に違反状態を認知していたとのことだが、それ以降、違反状態を認知していた K 氏、S 氏、M 氏及び T 氏（いずれも平成 29 年 3 月 21 日及び平成 31 年 3 月 20 日の正副会長会議に出席）は、違反の是正に向けて、どのような取組をされ、どのような結末となったのか、また当該 4 者の取組の結末にどのような差があり、S 氏及び M 氏と異なり、K 氏は不問、T 氏は調査対象外ということになったのか、不明確である。なお、措置状況報告書によると、K 氏は違反状態の解消に協力しているとのことだが、当該協力内容が不明確である。

#### 回 答

K 顧問は、平成 31 年 3 月 20 日の正副会長会議の席で、あらかじめ事務局に兼職者名簿を作成させうえて、3 分の 1 規定違反について説明し、次の役員改選の際には是正する必要がある旨を伝えています。ところが、同席した M 副会長(当時)は、「県のどの機関が言っているのか」「県に問い合わせる」などと立腹し、直ちに是正することに異論を述べました。

令和 3 年 3 月頃、■事務局長が、S 会長(当時)に対し、次期役員改選を前に、3 分の 1 規定の是正を検討するよう求める進言を行いました。S 会長は「皆協力してくれてはんに辞めろなんて言えないやろ」「県にも言われてへんのやろ。このままでええやないか」などと返答しました。

令和 4 年 6 月 7 日に理事会が、6 月 28 日には社員総会が開催されましたが、S 会長(当時)から、3 分の 1 規定に関する言及は全くありませんでした。

ところが、令和 4 年 6 月頃、橿原経済倶楽部の S 会長と橿原商工会議所の M 会頭との連名の文書が奈良県に提出され、橿原経済倶楽部に対する早期の立入検査を求める申し入れがなされました。これを受け、奈良県は、令和 4 年 8 月 30 日に立ち入り検査を実施しました。検査後の講評において、S 会長と M 会頭から調べてほしいと言われたため、橿原経済倶楽部と橿原商工会議所との兼職について調査した結果、役員の 3 分の 1 規定違反が明らかになった旨の指摘がされました。

令和 4 年 11 月、K 顧問が、3 分の 1 規定違反の是正と、S 前会長のガバナンスを問うため、理事会の開催請求を S 前会長に行いましたが、S 前会長はこれを無視しました。

令和 4 年 11 月の、橿原商工会議所の役員改選で、M 会頭及び S 副会頭は、橿原経済倶楽部の役員で、橿原商工会議所の役員でなかった人を橿原商工会議所の役員に選任し、3 分の 1 規

定違反をさらに悪化させる行為をされました。

令和4年12月5日、一般社団法人法第93条第2,3項の規定に基づき、K顧問が招集権者となって臨時理事会が開催されました。S会長(当時)及びM副会長(当時)は、欠席されました。その理事会で、3分の1規定違反の状態を解消するため兼職している理事にアンケートを実施すること、二度と規程違反をしないための体制づくりを検討すること、是正対策特別委員会(委員長T)を設置することが決議され、是正に向けて具体的に動き始めました。

つまり、S前会長、M前副会長は、当法人のガバナンスを全く無視し、当法人の理事・監事に何の相談も報告もないまま奈良県に「適切な指導」を求める一方、3分の1規定違反の是正のために具体的に行動することはありませんでした。それどころか、橿原商工会議所の役員改選時に、さらに3分の1規定違反を悪化させるような行為を行いました。

それに対し、K顧問は、一般社団法人法に則り、法律違反を速やかに是正すべく、臨時理事会の開催の請求を行い、3分の1規定違反の是正のために行動されました。他の理事、監事に法律の内容や経緯を説明し、問題の重大性を理解した理事・監事が一丸となって、3分の1規定違反の是正に尽力されました。

S前会長・M前副会長両氏とK顧問との行動・発言には歴然とした差があることは、この報告書及び第三者委員会の調査報告書及び意見書をお読み頂ければわかるかと存じます。

なお、T副会長は、平成31年6月に副会長を退任され、現在も体調不良であるため、調査対象から除外されました。ただ、役員の中には、個人的に連絡を取るものがあり、平成29年及び平成31年の正副会長会議のことはよく覚えていると伝え聞いています。

#### 【再発防止策に関すること】

- ⑤ 再発防止策については、役員3分の1規定違反の防止についてのみ報告されており、(1)違反状態が長期間にわたり継続していたこと、(2)違反の事実を認識した後も立入検査の際に不正確な内容の兼職届を提示していたこと及び(3)違反の事実を認識した後も役員3分の1規定に適合しているものとして役員の変更の届出を提出していたことの3点についての再発防止策が報告されていない。

#### 回答

3分の1規定違反が二度と起こらなければ、上記(1)～(3)の問題も消滅するため、上記(1)～(3)について別途再発防止策を定める必要はないと考えます。

#### 【その他】

- ⑥ S前会長から第三者委員会あてに提出された「橿原市長退席動議についての意見書」においては、過去の報告要求に対する貴法人の「事務局長が議事進行した事実はない」という回答が虚偽である旨が記載されている。

回答

S 前会長、M 前副会長の意見書は事実に基づいておりません。当理事会に出席した、S 前会長及び M 前副会長以外の理事(当時)及び監事(当時)も、事務局長が議事を進行したと認識している者はおられません。

改めて、事務局長が、理事会において議事進行した事実がないことを申し伝えます。

なお、もし、S 前会長が、当理事会で事務局長が議事進行していると感じたのであれば、その場で議長である S 前会長がそれを注意するべきでしたが、S 前会長が事務局長に注意した事実はありません。このことから、S 前会長自身、事務局長が議事進行したと認識していなかったことを証明するものであります。

- ⑦ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 95 条第 2 項では「前項の決議(理事会の決議)について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。」と規定されているが、知事の勧告に係る措置状況報告の議案が審議された令和 5 年 8 月 22 日の理事会では、議事録を見ると、K 理事が議決に加わっている。

回答

K 理事は、令和 5 年 8 月 22 日の理事会の「第3号議案 県勧告に係る措置状況報告の件」において、「特別の利害関係を有する理事」とはならないと考えております。

なお、仮に、K 理事が「特別の利害関係を有する理事」であったとしても、出席理事全員で承認可決されており、理事会決議が覆るものではないことも申し添えます。

<勧告事項(2)について>

- ⑧ 正副会長会議において役員<sup>3</sup>の 1 規定違反が共有されたにも関わらず、違反状態が是正されず、理事会への報告もなされなかったことなどを踏まえると、法定の機関ではない正副会長会議に一定の権限を与えることは、法定の機関である理事会を形骸化させるおそれがある。したがって、社員総会で選任された理事で構成された理事会による会長に対する監督機能が働くような体制や、理事会が意思決定機関として審議を行える体制についての検討が必要であると考えます。

回答

- (1) 「正副会長会議において役員<sup>3</sup>の 1 規定違反が共有されたにも関わらず、違反状態が是正されず、理事会への報告もなされなかった」のは、一つは M 副会長(当時)が、「県のどの機関が言っているのか」「県に問い合わせる」などと立腹し、直ちに是正することに異論を述べたためであり、もう一つは、奈良県がこの事実を知りながら指摘をせず、是認していたことが大きな原因となっていることが、第三者委員会の調査報告書に記載されています。

また、令和 3 年 3 月頃、事務局長が S 前会長に 3 分の 1 規定の是正を進言したにもかかわらず

ず「辞めろなんていえない」「県にも言われていない」「このままでええやろ」などと返答した事実が調査報告書に記載されています。

S 前会長は、会長就任の令和元年 6 月末から令和 4 年 6 月までの 3 年間、3 分の 1 規定違反を認識しながら、是正に向けて何の行動も行っていなかったのに、令和 4 年 6 月に何故か、正副会長会議や理事会・監事に何の報告も相談もなく、S 前会長・M 会頭の連名で監督官庁である奈良県に対して「適切な指導」を求めたこととなります。

このようなことから、「正副会長会議において役員 3 分の 1 規定違反が共有されたにも関わらず、違反状態が是正されず、理事会への報告もなされなかった」のは、M 前副会長が立腹し、直ちに是正することに異論を述べたこと、奈良県の■主幹が口頭で 3 分の 1 規定違反の可能性について指摘しつつ、具体的な指摘をしなかったこと、S 前会長が 3 分の 1 規定違反を認識しながら是正に向けた行動を起こさなかったこと、令和 2 年 2 月 13 日の奈良県の調査において、平成 29 年の立入検査を行った職員と同一人物(■主任主事)が行った立入検査であるにもかかわらず、立入検査結果通知書において「貴法人の運営組織及び事業活動は、概ね良好と認められます。」と記載した等々が原因です。

令和 4 年 11 月に、3 分の 1 規定違反の是正に向けて、K 顧問が臨時理事会の招集を S 前会長に請求するも、S 前会長はこれを無視しました。やむを得ず、令和 4 年 12 月 5 日に K 顧問が理事会を招集し、その後、3 分の 1 規定違反の是正がはかられましたが、S 前会長・M 前副会長は、これらの是正の動きに全く協力しませんでした。しかも、橿原商工会議所会頭である M 前副会長、橿原商工会議所副会頭である S 前会長は、令和 4 年 11 月の橿原商工会議所の役員改選において、これまで当法人の理事でありながら橿原商工会議所の役員でなかった者を役員に就任させ、3 分の 1 規定をさらに悪化させるようなことまで行っております。

しかし、K 顧問が、臨時理事会の招集を行い、それをきっかけに 3 分の 1 規定違反の是正を図ることができました。

これらのことは、S 前会長、M 前副会長の二人が理事会及び理事・監事を無視した行動を起こす中、理事会の機能が正常に働き、法律違反を是正し、コンプライアンスを遵守する方向に舵を切ることができたこととなります。

つまり、「社員総会で選任された理事で構成された理事会による会長に対する監督機能が働くような体制や、理事会が意思決定機関として審議を行える体制」は、当法人において、元来十分に備わっており、令和 4 年 12 月 5 日の臨時理事会招集以後の当法人の動きがこのことを裏付けるものと考えます。

- (2) 正副会長会議の整備は、S 前会長、M 前副会長の 2 人が、正副会長会議及び理事会を無視した行動を取った事の反省を踏まえ、職務執行について、ほかの副会長にも情報共有し、正副会長以外のほかの理事、監事への情報共有を行うためのものでもあります。当然、一般法人法に定める理事会において、職務執行状況報告を行い、理事会決議が必要なものについては決議を行うことは改めて言うまでもありません。

⑨ 正副会長会議において役員の3分の1規定違反が共有されたにも関わらず、違反状態が是正されず、理事会への報告もなされなかったことなどを踏まえると、法定の機関ではない正副会長会議に一定の権限を与えることが、第三者委員会からの調査報告書の提言にある「理事会に対する情報開示や説明責任を確保し、理事会が民主的に運営される」ことにどう結びつくのかが不明確である。

#### 回 答

(1) 3分の1規定違反が是正されなかったのは、S前会長、M前副会長が是正に動かなかったためです。

今回の3分の1規定違反について、令和4年6月に理事会及び社員総会が開催されていたにもかかわらず、理事及び監事には何の相談も報告もなく、奈良県に対して「適切な指導」を求める文書を提出したことは、あきらかにほかの2名の副会長はじめほかの理事、監事及び理事会を無視した、重大な問題行動です。

この件以外にも、S前会長は、在任中に理事会決議が得られなかったにもかかわらず、理事会決議が必要な重要事項について勝手に契約を交わしたことも明らかになっております。

今回の3分の1規定違反について「適切な指導を求める文書」は、当法人には控えも残っておらず、内容を確認するすべもありません。S前会長は、勝手に当法人の会長名で、重要な法令違反についての文書を提出し、その控えも法人内部に残していません。

なお、S前会長にこの文書の控えを提出するように伝えたところ、写しが残っていないことを理由に、拒絶しておられます。法人の文書管理についても、S前会長はその重要性を認識していないのか、認識しつつもあえて無視していることがよくわかります。

(2) 令和4年9月16日の理事会では、S前会長は、「本日は報告の理事会であり、質問は受け付けない」と発言をされました。これも、理事会軽視も甚だしい行為であります。

当然、このことは、ほかの理事・監事の間で問題となりました。令和4年12月5日の臨時理事会において、9月16日の理事会で理事の意見を聞かなかったことについて、S前会長に文書による謝罪を求める決議がなされましたが、謝罪の文書が提出されることはありませんでした。

S前会長が退任された今となっては、理事会は正常に行われ、理事及び監事が意見を交わすことができる場となっており、「理事会に対する情報開示や説明責任を確保し、理事会が民主的に運営される」状況になっております。

(3) (1)、(2)の反省を踏まえ、理事・監事に情報が行き渡り、法人運営が適切になされるために、正副会長会議を積極的に活用することになりました。

当法人の副会長は現在3名おります。これまでは正式な機関でなかった正副会長会議を理事の職務権限規程の中で正式に位置づけました。会長、副会長3名、事務局の間で情報が共有され、活発に意見を交わすことが可能になりました。正副会長会議で議論されたことが理事会で話し合われ、全理事及び監事に情報共有することが可能になり、会長の独走を防ぐことが可能になると考えます。

(4) 正副会長会議は「法定の機関」ではありませんが、一般社団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」といいます。)が認める範囲で、法人のガバナンスが機能するように当法人独自に工夫したものであります。

平成20年11月21日に内閣府から出された「監督の基本的考え方」のなかに、「(2)法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため新公益法人が新制度に適切に対応できるように支援する視点を持つ。」とあります。奈良県公益認定等審議会におかれましても、当法人の法人自治を尊重しつつ指導監督する視点をもっていただければ幸いに思います。

⑩ 副会長の業務執行への参加が、理事の法人活動への参加の機会拡大にどう結びつくのかが不明確である。

#### 回答

⑨で説明した通り、副会長が業務執行に参加し、情報共有することにより、普段から交流しているほかの理事に対しても情報が行き渡り、正副会長以外の理事も、法人の情報を共有でき、「理事の法人活動への参加の機会拡大」が図られることとなります。

⑪ 法律上の権限も責任もない事務局に正副会長会議への参加と発言を保障することは、正副会長と事務局だけで重要事項が決定され理事会を形骸化させる危険性を有していることから、理事会が事務を把握し事務局を監督する仕組みの構築についての検討が必要であると考えます。

#### 回答

正副会長と事務局が会議の場で情報共有することにより、事務局が持つ情報が、正副会長に伝わり、逆に正副会長の意見が事務局に伝わります。事務局の業務についても、詳細を知ることができます。当法人において、正副会長及び事務局は普段より綿密に連絡を取り、事務局及び正副会長の持つ情報が、ほかの理事にも行き渡るように工夫をこらしました。この結果、日頃から「理事会が事務を把握し事務局を監督」する仕組みが構築され则认为ます。

令和3年3月頃、事務局長がS前会長に3分の1規定の是正を進言したにもかかわらず、S前会長は「皆協力してくれてはんに辞めろなんて言えないやろ」「県にも言われてへんのやろ。このままでええやないか」などと返答し、問題を放置した経緯があります。このことから、事務局長に正副会長会議の場で意見を述べる機会を与えることにより、事務局が把握している情報を会長以外の正副会長に共有することが可能となり、副会長からほかの理事にも情報が伝えられ、万が一会長がほかの理事、監事に内密に何かをしようとしても、それらの行為を防ぐことができると考えます。

⑫ 正副会長会議による業務執行体制ができ、事務局の正副会長会議への参加と発言が認められ、業務執行における事務の無駄が少なくなることが、事務局の業務の監視監督にどう結

びつくのか不明確である。

回答

⑪に記載したとおりです。現に、T氏が会長に就任して以降、正副会長会議を開催する回数を増やし、意見交換する場が設けられています。事務局も正副会長会議に参加しているため、正副会長は事務局の業務を監視監督できております。当然、ほかの理事にも、情報が伝達されております。

⑬ コンプライアンス委員会の機能及び独立性の観点から、当該コンプライアンス委員会の委員については、第三者委員会からの調査報告書の提言のとおり、外部委員を登用すべきと考える。

回答

当法人の理事、監事及び会員以外の第三者が、外部委員として参加しております。

⑭ 監事監査規程には、監査時の理事等の協力(第5条)や監事補助者を事務局とすること(第17条)についての規定はあるが、勧告書にある「理事の職務執行の監査等の法律上の権限を適正に行使することができる体制や仕組みを構築」に関する直接的な規定はない。監事機能の強化という観点から、単に監事監査規程を整備するだけでなく、外部人材による、ある程度独立性を有した監事を任命して理事業務を監査することについて検討が必要であると考える。

回答

一般社団法人法、公益認定法とも、監事に外部人材が必置である法的根拠はなく、今の監事監査規程及び現体制で、十分に法人の監査をすることが可能であり、外部人材による監事の任命は必要ないと考えております。

今後、正副会長会議及び理事会で必要と判断した場合には、外部人材による監事を任命することを考えます。

⑮ 外部理事や常勤理事について、現時点では必ずしも必要とは考えていない理由が不明確である。

回答

S前会長、M前副会長のガバナンスを無視した法人運営により、このような事態を招いてしまいましたが、幸いにして、K顧問が一般社団法人法第93条第2、3項の規定による臨時理事会を開催し、3分の1規定の解消に動くことができました。外部理事・外部監事がいなくとも、問題を是正することができたことは、理事会が会長を監視する機能が正常に機能していたためであると考えます。

限りある予算の中で、正副会長会議の仕組みを作り、悪意を持った会長・副会長の暴走を防ぎ、理事・監事及び正副会長会議・理事会を無視したガバナンス無視の行動を阻止する体制が、今回の理事の職務権限規程の整備によりさらに強固に構築できたと考えます。

今後、正副会長会議及び理事会で必要と判断した場合には、外部理事や常勤理事を設置することを考えますが、現時点では不要と考えます。

以上

#### 別添資料

別添1 2023年(令和5年)12月1日 奈良県公益認定等審議会の報告要求に対する意見書  
(公益社団法人橿原経済倶楽部 第三者委員会)

別添2 令和5年6月27日理事会議事録

別添3 令和5年6月27日コンプライアンス委員会の議事録

別添4 T 監事の意見書